

各国家公務員共済組合代表者

財務大臣

資格確認書等の交付に伴う事務の取扱い等について

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年財務省令第 64 号。以下「改正省令」という。）による国家公務員共済組合法施行規則（昭和 33 年大蔵省令第 54 号。以下「施行規則」という。）の改正により資格確認書を交付することになったところであるが、それに伴う事務の取扱い等を下記のとおり通知する。

記

第 1 資格確認書等の保険者番号に関する事項

施行規則別紙様式第 11 号による資格確認書、第 15 号の 3 による高齢受給者証、第 21 号の 2 の 3 による限度額適用認定証、第 21 号の 3 による限度額適用・標準負担額減額認定証及び第 24 号の 2 による特別療養証明書に記載することとされている保険者番号は別表に定める 8 桁の組合のコード番号を記入すること。

第 2 資格確認書等の検認に関する事項

- 1 各共済組合においては、施行規則第 92 条第 1 項（施行規則第 95 条の 2 第 3 項、第 105 条の 5 の 3 第 6 項、第 105 条の 7 の 2 第 4 項及び第 105 条の 9 第 4 項の規定により準用する場合を含む。）に基づく資格確認書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「資格確認書等」という。）の検認については、不正利用を防止するため現物の確認が必要と各共済組合が判断した場合等を実施することとする。その際、組合員の居住地の実情等を踏まえ、直接現物を確認することが困難な場合等においては、デジタル技術を活用した確認や資格確認書等の写しを提出させる等の方法により実施することも可能とする。
- 2 組合員若しくは被扶養者の療養のため又は事務処理等の理由によりやむを得ない場合は、資格確認書等を発行し、これらの受診に支障のないよう措置を講じること。

第3 被扶養者に係る確認に関する事項

施行規則第92条第1項の規定による被扶養者に係る確認については、組合員に対して次のとおり行うこととし、無資格者の排除に努めることとする。

- (1) 毎年、本部長が定める期間に実施すること
- (2) (1)に掲げる本部長が定める期間の初日の前日において被扶養者を有する組合員に対して施行規則第88条に規定する被扶養者等申告書の提出を求める等共済組合において再確認を行うとともに、組合員原票等の整備を行うこと。

第4 組合員証等の回収に関する事項

改正省令附則第2条によりなお従前の例によることとされた改正前国家公務員共済組合法施行規則第89条、第95条第1項、第127条の2第1項及び第2項の規定に基づく組合員証、組合員被扶養者証、船員組合員証及び船員組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）については、令和7年12月2日以降、不正利用を防止するために必要と各共済組合が判断した場合等に回収することとする。

第5 既に発出された通知等に関する事項

改正省令の施行の前に財務省より発出された通知等において改正省令等による改正前の条項及び字句を引用しているものにあつては、必要に応じて改正後の条項及び字句に読み替え、同様の取扱いとすることとする。

附 則

- 1 この通達は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 組合員証等のカード化等に伴う事務の取扱いについて（平成19年9月21日財計第1980号）及び共済組合員証等の更新等について（昭和49年7月25日蔵計第2419号）は、廃止する。ただし、改正省令により施行日以降も効力を有するとされた組合員証等の保険者番号は、なお従前の例による。